

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年2月18日認可した。

平成25年2月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
小豆島町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西村地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）馬木地区
内海町安田三五郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三五郎地区